

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間

処分の名称		保有個人情報の開示に係る文書の写し等の作成に要する費用の減免
根拠法令及び条項		枚方市個人情報の保護に関する法律施行条例第6条第3項
審査基準	法令の基準	枚方市個人情報の保護に関する法律施行細則第3条第5項 実施機関は、開示請求者（当該開示請求者が本人の代理人である場合にあっては、当該本人）が次の各号に掲げる場合に該当するときは、条例第5条第3項の規定により、当該各号に定める額を減額し、又は免除する。 (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている場合 文書の写し等の作成に要する費用に相当する額 (2) 経済的困難その他特別の理由が認められる場合（前号に該当する場合を除く。） 実施機関が適当と認める額
	具体的基準	開示請求者（代理請求の場合は本人）が次のいずれかに該当する場合 ・生活保護の受給者である場合 ・同一世帯に属する全ての者の住民税が非課税である場合 ・災害により費用を負担することが困難である場合
	参考事項	
標準処理期間	標準処理期間	総日数 15 日（受理した日からの総日数、休日を含む。）
	特記事項	・事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、上記期間を 30 日以内に限り延長することができる。 ・申請があつてから、開示を行うまでに決定を行うものとする。
備考		